

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 1 9 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 6 号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成 1 8 年亀山市規則第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条の見出し中「等の交付」を削り、同条中「職員」の次に「（以下「徴収職員」という。）」を加え、「公共下水道事業受益者負担金等賦課徴収吏員証」を「公共下水道事業受益者負担金等徴収職員証」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 徴収職員は、その業務を行う場合は、前項の規定により交付された身分証明書を携行し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

様式第 1 5 号中「賦 課 徴 収 吏 員 証」を「徴 収 職 員 証」に、「呈示」を「提示」に、「賦課徴収吏員」を「徴収職員」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。